

税のお知らせ

7月の納税等

固定資産税／第2期
国民健康保険税／第1期
後期高齢者医療保険料／第1期
介護保険料／第2期
農業集落排水処理施設使用料／第2期
保育料／7月分
納期限／8月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

知っておきたい

税の豆知識

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のための調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますので

ご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

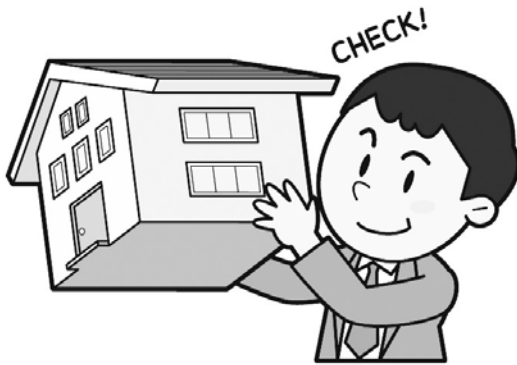
●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合は、「家屋滅失届」を速やかに提出してください。家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。提出がないと、翌年度以降も課税されることがありますので、ご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は、提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課



軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車等を譲渡、または盗難などで現に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが済んでいないと、次年度以降も税金を納めていただくことになります。

廃車・名義変更などの手続きは4月1日までをお願いします。軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」、または「届かなかった」などのトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、必ず手続き完了の確認をしてください。

●問合せ先

総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況(令和3年5月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
5月	0	0	0	0	0
1～5月	0	0	0	0	1
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
5月	0	0	0	0	0
1～5月	0	0	0	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
5月	0	0	0	1	
1～5月	3	1	1	1	